

第2回 WT資料におけるペンダ意見・集約一覧

No	WT	仕様書種類	対象箇所	意見の種類	意見内容	意見詳細(根拠情報や理由等)	対応方針	修正方針・内容・回答	事業
1	手帳	3.機能・帳票要件	機能ID1.1.12 障害者福祉システムで管理しているDV等要支援者情報は、住民記録システムや子ども子育て支援システム等の他システムへ連携できること。	4.質問	DV等支援対象者情報を福祉システムから他システムへ連携するのは情報の秘匿性を考えるとリスクが高いのではないか。住民記録システムのみでなく福祉システム側にDV等支援対象者を登録するケースを想定しての案件追加であるかを知りたい。	住民記録システムからの連携とは別に福祉システム側にDV等支援対象者を登録する機能の実装が必要であるため。	2.意見へ回答し完了	機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)の機能ID:1.3.5.に、「DV等要支援者を個別に管理でき、気づける仕組みとすること。」と定めており、障害者福祉システムで個別管理しているDV等要支援者を他システムへ提供する機能としています。秘匿性等を踏まえて実際に利用するかは自治体判断と考えます。	01.共通
2	障害福祉サービス	3.機能・帳票要件	1.障害者福祉共通 1.3.データ管理機能 機能ID 1.3.19.	4.質問	本要件で管理を想定する情報はどのような情報となるでしょうか。 福祉行政報告例 第21の3(市町村における相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法)が必要となるような情報の管理を想定されていますか。	具体的な管理内容の確認		「相談記録を管理できること」を1.1版案で追加しましたが、相談管理の方法や管理項目は多岐に渡るため、おっしゃるとおりデータ要件を定めるのは困難であると考えています。そこで、以下の整理に変更したいと考えますが、いかがでしょうか。 ・当要件を削除する ・標準仕様においてはメモ機能による管理とする ・専用機能による管理をしたい場合は、標準化の対象外として別管理とする	01.共通
3	手帳	3.機能・帳票要件	02.身体障害者手帳 2.7 帳票出力機能 機能ID 2.7.8	2.修正	「身体障害者手帳交付申請受理簿」について出力形式はEUCに限定しないで欲しい。	一覧帳票形式でも業務上問題ない認識であるため。	2.意見へ回答し完了	内部帳票については帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定めないこととしており、機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)の機能ID:1.5.1.のEUC機能においても、「一覧帳票、CSVファイルで出力できること」と定めています。	02.身障手帳
4	手帳	4.帳票詳細要件	02.身体障害者手帳 02.身体障害者手帳交付(再交付)について	2.修正	備考欄の印字が必須の実装項目となっているが、「内容／印字編集条件など」を実現するための以下の機能が実装オプションとなっているため、備考欄の実装項目は実装オプションにしたい。 機能・帳票要件(1.障害者福祉共通) 1.6.18. 通知書等への印字項目等を管理できること。	機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)と整合性をとるため	1.R3年度下期対応	機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)機能ID:1.6.17.、1.6.18.を実装オプションから実装必須に変更しました。(実装オプションへの記載が誤りであったため。)	02.身障手帳
5	手帳	3.機能・帳票要件	機能ID2.1.2. 資格状態について	1.追加	資格状態は具体的にどのような状態が記載してほしい。以下を想定。(一般市のケース) ・受付 ⇒申請受付、未進達 ・進達 ⇒進達済、交付決定待ち ・決定 ⇒交付決定 ・返還 ⇒台帳の管理対象外(資格喪失と同意。) ・却下 ⇒更生相談所の却下 ・取下 ⇒受付を取り下げた	※都道府県や中核市は進達状態は不要。 ※交付者数の集計、福祉行政報告例等の提示が必須であるため	4.継続検討(データ・連携要件)	データ要件のコード表として定める予定ですが、以下の内容でよいか確認させていただきます。(コード名称は各事業で異なるにしても、コード体系は全事業共通でよいものと考えています。) ○資格状態 ・10:申請 ※受理 ・20:取下 ・30:却下 ・40:受給 ※決定 ・50:廃止(支給取消・返還・喪失)	02.身障手帳
6	手帳	3.機能・帳票要件	機能ID3.1.2. 資格状態について	1.追加	資格状態は具体的にどのような状態が記載してほしい。以下を想定。(一般市のケース) ・受付 ⇒申請受付、未進達 ・進達 ⇒進達済、交付決定待ち ・決定 ⇒交付決定 ・返還 ⇒台帳の管理対象外(資格喪失と同意。) ・却下 ⇒更生相談所の却下 ・取下 ⇒受付を取り下げた	※交付者数の集計、福祉行政報告例等の提示が必須であるため	4.継続検討(データ・連携要件)	○ステータス ※当該項目をOPで追加する ※コードは、以下の分類分けに留める。 ・01~09:受理前を自由設定 ・11~19:進達等を自由設定 ・21~29:保留等を自由設定	03.療育手帳
7	手帳	3.機能・帳票要件	機能ID4.1.2. 資格状態について	1.追加	資格状態は具体的にどのような状態が記載してほしい。以下を想定。(一般市のケース) ・受付 ⇒申請受付、未進達 ・進達 ⇒進達済、交付決定待ち ・決定 ⇒交付決定 ・返還 ⇒台帳の管理対象外(資格喪失と同意。) ・却下 ⇒更生相談所の却下 ・取下 ⇒受付を取り下げた	※交付者数の集計、福祉行政報告例等の提示が必須であるため	4.継続検討(データ・連携要件)		04.精神手帳
8	手帳	3.機能・帳票要件	2.身体障害者手帳 2.1.申請管理機能 2.1.2.	2.修正	管理項目として「資格状態」が追加となりましたが、他の項目と同様に注釈にて具体例を示してほしい。	「資格状態」だけでは市区町村、ペンダーによって認識が異なってしまう可能性があるため。	4.継続検討(データ・連携要件)		02.身障手帳
9	手帳	3.機能・帳票要件	3.療育手帳 3.1.申請管理機能 3.1.2.	2.修正	管理項目として「資格状態」が追加となりましたが、他の項目と同様に注釈にて具体例を示してほしい。	「資格状態」だけでは市区町村、ペンダーによって認識が異なってしまう可能性があるため。	4.継続検討(データ・連携要件)		03.療育手帳

第2回 WT資料におけるベンダ意見・集約一覧

No	WT	仕様書種類	対象箇所	意見の種類	意見内容	意見詳細(根拠情報や理由等)	対応方針	修正方針・内容・回答	事業
10	手帳	3.機能・帳票要件	4.精神障害者保健福祉手帳 4.1.申請管理機能 4.1.2.	2.修正	管理項目として「資格状態」が追加となりましたが、他の項目と同様に注釈にて具体例を示してほしい。	「資格状態」だけでは市区町村、ベンダーによって認識が異なってしまう可能性があるため。	4.継続検討(データ・連携要件)		04.精神手帳
11	自立支援医療	3.機能・帳票要件	8.自立支援医療(更生医療) 8.1.受給者台帳管理機能 8.1.2.	2.修正	管理項目として「受給資格状態」が追加となりましたが、他の項目と同様に注釈にて具体例を示してほしい。	「受給資格状態」のみでは市区町村、ベンダーによって認識が異なってしまう可能性があるため。	4.継続検討(データ・連携要件)		08.更生医療
12	自立支援医療	3.機能・帳票要件	9.自立支援医療(育成医療) 9.1.受給者台帳管理機能 9.1.2.	2.修正	管理項目として「受給資格状態」が追加となりましたが、他の項目と同様に注釈にて具体例を示してほしい。	「受給資格状態」のみでは市区町村、ベンダーによって認識が異なってしまう可能性があるため。	4.継続検討(データ・連携要件)		09.育成医療
13	自立支援医療	3.機能・帳票要件	10.自立支援医療(精神通院医療) 10.1.受給者台帳管理機能 10.1.2.	2.修正	管理項目として「受給資格状態」が追加となりましたが、他の項目と同様に注釈にて具体例を示してほしい。	「受給資格状態」のみでは市区町村、ベンダーによって認識が異なってしまう可能性があるため。	4.継続検討(データ・連携要件)		10.精神通院医療
14	手帳	3.機能・帳票要件	02.身体障害者手帳 2.1 申請管理機能 機能ID 2.12	4.質問	「資格状態」について、状態の種類と条件を示してほしい。	機能の詳細を理解するため。	4.継続検討(データ・連携要件)		02.身障手帳
15	障害福祉サービス	4.帳票詳細要件	06.障害福祉サービス等(受給者管理) 34 支給期間更新のお知らせ、 35 利用者負担適用期間更新のお知らせ	4.質問	障害児通所支援に関するお知らせ通知文または帳票様式については、対象箇所の帳票レイアウトを使用する認識で問題ないか。		1.R3年度下期対応	ご認識の通りとなります。 また、10月WTに提示した内容では案内文が障害者福祉サービスに限定していたため、11月WTに向けて、文言マスタにて変更できるよう対応しました。	06.障害福祉サービス(受給者)
16	障害福祉サービス	4.帳票詳細要件	06.障害福祉サービス等(受給者管理) 23.障害福祉サービス受給者証通番15など	4.質問	障害福祉サービス受給者証にてサービス種類の印字枠として以下のように明細が設けられていますが、明細数がオーバーするような決定は運用上発生しないと考えてよいでしょうか。 介護給付費:5明細 訓練等給付費:3明細	「12.介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費」支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」ではサービス種類の明細オーバー時の改ページが示されているが本帳票では不要でよいかの確認	2.意見へ回答し完了	これまでの自治体からの意見等で受給者証の明細数を超える決定についての意見はいただいております。そのため、運用上発生しないと認識しています。	06.障害福祉サービス(受給者)
17	障害福祉サービス	3.機能・帳票要件	11.補装具 11.1.台帳管理機能 機能ID 11.1.2.	4.質問	月額負担上限額について、完成用部品を扱う補装具は合計価格にて管理できることとされているが、月額負担上限額の示す内容をご教示いただきたい。	当初、項目名は上限額となっていたため、補装具種目一覧の上限額(補装具ごとの購入限度額)と想定した。1.0版時に月額負担上限額と名称が変更されたため、現在は所得区分に応じた自己負担上限額と認識している。 項目名の変更により、※2の内容は不要と想定しているが、認識に問題がないかご教示いただきたい。	1.R3年度下期対応	上限額の定義が、補装具の上限額と自己負担上限額が混在しているため、11月WTに向けて見直しを実施する。	11.補装具